平成２７年（フ）第１３３号
群馬県高崎市大八木町2093番地１　サンレジデンスＡ102号
債務者　菊川　芳恵（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１５４号
静岡県富士市蓼原718番地の36、前住所静岡県御殿場市東田中1790番地の17
債務者　手嶋八千代
１　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２７号
京都府京丹後市大宮町奥大野354番地の８
債務者　ほくとメンテナンスこと　宮本　慈亨
１　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第２３７号
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第８地割93番地２　雇用促進住宅２号棟105号
債務者　熊谷　晃子
１　決定年月日時　平成27年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６３号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1667番地の４
債務者　小野みな子
１　決定年月日時　平成27年８月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第６６号
新潟県胎内市表町６番34―１号
債務者　榎本　英昭
１　決定年月日時　平成27年８月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第３４号
新潟県上越市新町80番地　フィルコート新町105号
債務者　中村　佳央
１　決定年月日時　平成27年８月27日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１３７号
福岡県久留米市西町652番地　パークヒル西町Ｃ棟212号、前住所台湾
債務者　大西加奈子
１　決定年月日時　平成27年８月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４５号
秋田県能代市鰄渕字新中島50番地３
債務者　塚本　昌子
１　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１８２号
茨城県水戸市元吉田町1444番地の24　居酒屋酔ってって
債務者　梶間　広昭
１　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１９０号
茨城県鉾田市大竹1472番地16
債務者　小林栄利子
１　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２１５号
茨城県笠間市住吉761番地10　栗原住宅
債務者　深井　孝司
１　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０９号
茨城県つくばみらい市長渡呂１番地51
債務者　山本　重雄
１　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１２号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野４丁目22番地２　モアステージ　荒川沖212号
債務者　林　　直人
１　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２８号
茨城県つくば市赤塚287番地２
債務者　荻原　由貴
１　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２０１号
金沢市旭町３丁目13番10号　旭レジデンス203号、従前の住所金沢市菊川２丁目１番６号
債務者　小暮　祐介
１　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１０１号
長野市大字若槻団地１番地325　Ａ３―23号
債務者　岩崎ゆき枝
１　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係